

(別添 2)

## 大韓民国政府からの約束の申出に関する検討内容

### 1. 韓国側から申出のあった約束の概要

- (1) 対象製品は、日本国内で消費を目的としてハイニックスセミコンダクター社により韓国内で前工程が行われた D R A M等の製品。
- (2) ハイニックス(ハイニックスセミコンダクター社及びハイニックスジャパン)の数量規制による販売、又は、数量規制と価格規制による販売。
- (3) 履行に関しては、韓国政府が保証。
- (4) 約束に違反した場合には、日本国政府は、日本の国内法令に基づく措置をとることができる。ただし、約束違反の最終決定を下す前に、韓国政府との協議を経なければならない。
- (5) 本約束は、韓国政府がハイニックスに対して相殺可能な補助金を供与していた又は供与していることを意味しない。

### 2. 約束の法令上の規定

- (1) 約束の受諾については、補助金及び相殺措置に関する協定(以下「SCM協定」という。)第 18 条 18.1 により、  
輸出加盟国の政府が、補助金の廃止、補助金の制限又は補助金の及ぼす影響に係る他の措置をとることに同意すること、又は、  
輸出者が、補助金の与える損害が除去されると調査当局により認められる価格の修正に同意すること  
が必要である。さらに、SCM協定第 18 条 18.3 において、約束を認めることが実際的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。
- (2) 関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)第 7 条第 8 項において、約束の申出について規定されており、上記 及び の要件が規定されている。なお、当該約束の申出の取扱いについては、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に規定があり、ガイドライン 15.(3)には、約束の申出を拒否することができる要件を以下のとおり定めている。

(約束の申出を拒否できる事由)

- 一 国内産業の損害が除去され得る最低価格が輸出者より提示されない場合

- 二 国内産業の損害が除去され得る措置が補助金の交付を行った輸出国における政府より提示されない場合
- 三 輸出者の約束履行が疑わしいと判断される合理的理由が存在する場合
- 四 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事実が存在する場合
- 五 その他約束の受諾が不適切と考えられる上記に準ずる客観的な事由がある場合

### 3. 約束の内容についての検証

S C M協定及びガイドラインに照らして、本約束の申出が履行可能であるか及び国内産業の損害を除去できるものであるかを検討したところ、以下のとおりであった。

#### (1) 対象製品

約束の申出において、「対象製品」を「日本国内で消費を目的としてハイニックスセミコンダクター社（以下「ハイニックス」と言う。）によって韓国国内で前工程が行われた」DRAMダイ、DRAM単体、DRAMモジュール等とされている。しかし、最終製品を見て当該目的（日本国内での消費目的）をもって前工程が行われたものであるかどうかを判断し、履行状況を監視することは事実上不可能であると考えられる。

#### (2) 対象となる行為

ハイニックス及びハイニックスジャパンが、対象製品を、日本国内における消費を目的として販売することだけが約束の対象となり、ハイニックスによる韓国から日本への輸出は約束の対象とされておらず、また、ハイニックス又はハイニックスジャパン以外の者が日本国内で相殺関税の対象となり得るハイニックス社製DRAMを販売する場合も約束の対象とはならない。したがって、国内産業の損害の除去とならない可能性が高い。

#### (3) 約束の履行

約束の履行について、約束の申出では韓国政府が約束の全条項の遵守を保証しているが、約束を実際に履行するのは、ハイニックス及びハイニックスジャパンである。ハイニックスの輸出行動に対する韓国政府の保証は法的な根拠が不明確であり確実性を客観的に評価することが困難である。また、本

邦法人であるハイニックスジャパンについて韓国政府が約束の履行を担保するための法的権限はないと考えられる。

#### (4) 約束の違反

ガイドライン 15.(4)では、約束の違反した事実があったと判断した場合、調査が完了していない場合には速やかに調査を完了させ相殺関税を賦課することができる、また調査が完了している場合には直ちに相殺関税を賦課することができる」とされている。一方、約束の違反について、約束の申出では、約束違反があった場合、約束違反の最終決定を下す前に日本国政府は韓国政府と協議しなければならないとされている。かかる協議義務はガイドライン 15.(4)に制約を課すものであると考えられる。

#### (5) その他

韓国政府の約束の申出は、数量規制又は価格規制についての事項があるが、国内産業の損害を除去するために適切なものであるとはいえないと考えられる。

### 4. ガイドライン上の約束の受諾拒否に関する基準への該当性

ガイドライン上の約束の受諾拒否に関する基準について検討したところ、輸出者からの最低価格の提示自体がないこと、また、仮に韓国政府が提示した価格規制を検討するとしても、国内産業の損害が除去され得る最低価格は示されていないと考えられること、上記 3.(1)、(2)及び(5)に述べたとおり、国内産業の損害が除去され得る措置が提示されたとはいえないこと、上記 3.(3)に述べたとおり、輸出者の約束履行の確実性が評価できないと判断されること、上記 3.(3)に述べた理由に加え、製品の多様性、グローバルな流通、取引決済など DRAM 製品の特徴に鑑みると、約束の遵守が困難であること、約束違反の場合、日本国政府が損害を除去するために直ちに相殺関税を賦課することができないため、約束の受諾が不適切であると判断される客観的な事由が認められることから、ガイドライン上の受諾拒否に関する基準に合致するものであると認められた。

### 5. 申請者からの意見

韓国政府の約束の申出に対して、ガイドライン 15.(2)二に基づき、申請者の意見を求めたところ、本約束の実効性は極めて不透明であること、本約束で

は国内産業の損害を除去するには効果がない等の理由から、約束の申出の受諾に反対であるとの意見が提出された。

## 6 . 結論

上記のとおり、韓国政府から提出された約束の申出については、約束の履行上も国内産業の損害が除去されない可能性が高く、ガイドラインに規定された拒否要件にも合致し、さらには申請者からも約束の申出の受諾に反対であるとの意見が出されていることから、当該約束を認めることは適当でない。